



補聴器の購入費を助成します

聴力機能の低下により友人や家族等とコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用を一部助成します。

助成の対象となる方（すべての条件を満たす方）

- (1) 区内に住民登録があり現に居住している、住民税非課税世帯の65歳以上の方
- (2) 耳鼻咽喉科の医師から所定の基準を満たすと認められ、補聴器の必要性を認める意見書等を徴することができる方

※所定の基準：4分法により両側中程度難聴（40 dB以上 70 dB未満）

※聴覚障害による身体障害者手帳を所持している方を除きます。

助成額

補聴器本体1台分の購入費の範囲内で3万5千円を限度に助成します。
助成は、一人1回限りです。購入後の修理等は対象になりません。

手続きの流れ

- ① 管轄の地域包括支援センターで事前相談・申請書をもらう。
- ② 耳鼻咽喉科に受診、医師の意見欄を書いてもらう。オーディオグラム(3ヵ月以内)も添付。
- ③ 申請書を区に提出し助成決定を受ける。
- ④ 助成決定通知が送付される。
- ⑤ 補聴器を購入。(管理医療機器認定を取得したもの)
- ⑥ 助成金請求書、口座振替依頼書、領収書を添付し区に請求。
- ⑦ 区が申請者に助成金を振り込む。

その他

区の助成決定を受ける以前に購入した補聴器は助成対象外です。

助成決定日から6ヵ月を経過すると請求できません。

助成対象となる方等に条件がありますので、購入する前に必ずご相談ください。

補聴器を購入しても、その後の調整が不十分な場合、聴力の改善が見込めないこともあります。
補聴器を購入する際は、自分に合わせて調整してもらい、定期チェックを受けましょう。

(裏面もご覧ください)